

地区計画の区域内における行為の届出書

上三川町長		殿		令和 年 月 日		
都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、 □土地の区画形質の変更 □建築物の建築又は工作物の建設 □建築物等の用途の変更 □建築物等の形態又は意匠の変更		届出者		住所		
				氏名		
				(Tel)		
		について、下記により届け出ます。				
記						
1 地 区 名						
2 行 為 の 場 所		上三川町大字				
3 行為の着手予定日		令和 年 月 日	4 行為の完了予定日	令和 年 月 日		
5 設 計 又 は 施 行 方 法	(1)土地の区画形質の変更		区域の面積 m ²			
	(2) 建 築 工 作 物 の 建 築 又 は 概 要	(イ)行為の種別(建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)				
		(ロ) 設 計 の 要	届出部分		届出以外の部分	合 計
			(i)敷地面積			m ²
			(ii)建築又は建設面積		m ²	m ²
			(iii)延べ面積		m ²	m ²
			(iv)高さ及び階数		地盤面から m、地上 階、地下 階	
			(v)用途			
			(vi)屋根及び外壁の色彩		屋根: 外壁:	
	(vii)かき又はさくの設置の有無及び構造		有()、無			
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積 m ²					
	(ロ)変更前の用途		(ハ)変更後の用途			
(4)建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				
備 考						
1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。						
2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。						
3. 同一の土地の区域において2以上の種類の行為を行おうとするときは一の届出書によることができる。						

受 付 欄	項目	内容	項目	内容
建築物等に関する制限	□用途	1低住・1中高住・1住居 工業・工専・調整区域	□壁面	道路境界線から m以上 隣地境界線から m以上
	□建ぺい率	50・60	□高さ階数	高さ m 階数・地上 m
	□容積率	80・100・200	□かき・さく	構造 宅地面からの高さ m以下
	□最小敷地	180・200・500 ・1000m ²	□意匠形態	外壁・屋根・広告物・外壁等

太枠内は記入しないで下さい。